

【凡例】 ◎：整備・配慮が必要 ○：整備・配慮が望ましい		
本 文		本事業での適用・解釈・解説
I .公共建築物		
A-2 視覚障害者移動等円滑化経路		
◎	道又は公園、広場その他の空地から施設案内設備や係員のいる案内所等までの経路のうち1 以上を視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者移動等円滑化経路」とする。視覚障害者移動等円滑化経路は、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。	視覚障害者移動等円滑化経路は、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設すること。
A-3 アプローチ		
⑥ 視覚障害者の誘導・案内		
○	誘導チャイム（盲導鈴）、及び、点字による案内板または触知案内板などを設けることが望ましい。	誘導チャイム（盲導鈴）及び、触知案内板を設けること。
A-4 駐車場		
⑨その他		
○	大規模駐車場または地下駐車場においては、車いす使用者用駐車スペース、トイレ、エレベーターなどの案内図や避難誘導ルート、非常口などを明示した案内図などを用意するか、または同駐車スペースにおいて案内板を設置するなどの措置をとることが望ましい。	車いす使用者用駐車スペースにおいて案内板を設置すること。
○	車いす使用者用駐車施設は平置き式とすることが望ましい。（狭小敷地の場合等、やむを得ず機械式駐車装置で確保する場合には、駐車場管理員の配置や当該駐車装置の特性に応じた安全対策を講じる等、車いす使用者の利用に支障がないものとする。）	機械式駐車装置の採用は不可とし、平置きにて必要数を確保すること。
A-6 玄関廻り		
⑥ 表示・案内		
◎	玄関付近には、点字による案内板、触知案内板又は音声案内装置など視覚障害者に示す設備を設ける。ただし、案内所を設けてある場合はこの限りではない。	玄関付近には、触知案内板又は音声案内装置を設けること。
○	インターホン（音による案内）又はハンドセット等を設ける場合、その中心高さは、立位と車いす使用者がともに利用できるよう、床から100cm～110cm 程度とすることが望ましい。	双方向モニター付きインターホンを設けること。

【凡例】 ◎：整備・配慮が必要 ○：整備・配慮が望ましい		
本 文		本事業での適用・解釈・解説
⑦ 誘導		
◎	点字による案内板、触知案内板、音声案内装置など視覚障害者に示す設備を設ける場合には、視覚障害者誘導用ブロック又は音声による誘導を行う。	視覚障害者誘導用ブロック及び音声による誘導を行うこと。
A-7 スロープ		
②有効幅員		
◎	有効幅員は、140cm 以上とする。（ただし、階段と併設する場合は、90cm 以上とすることができる。）	階段を併設する場合でも、有効幅員は140cm以上とする。
○	車いす使用者同士のすれ違いを考慮し180cm 以上の有効幅員を確保することが望ましい。（階段と併設する場合は、120cm 以上の有効幅員でもよい。）	階段を併設する場合でも、有効幅員は180cm以上とする。
⑨その他		
○	屋外においては屋根または庇を設ける。	本事業において、建物周囲以外は整備対象としない。
A-8 出入口		
②形式		
◎	戸は、自動式引き戸、手動式引き戸または手動式開き戸のいずれかとする。（開閉の難易度からすると、自動式引き戸、手動式引き戸、手動式開き戸の順となる。）	施設利用者が使用する屋外からの出入口の戸は、全て自動式引き戸とする。
◎	回転ドアは基本的に車いすでの利用は困難であり、視覚障害者や歩行困難者も危険が伴いやすいため避ける。気密性の関係からやむを得ず回転ドアを設ける場合は、それ以外の形式の戸を併設し、視覚障害者の誘導にも十分配慮する。	いかなる場合においても回転ドアは設置しないこととする。
◎	戸が透明な場合、衝突防止のために、目の高さの位置（床上110cmと160cm 程度の2 か所、又は床上140cm 程度の1 か所）に横桟をいれるか、色（高齢者の黄変化した視界では見えにくいため青色は避ける。）や模様などで識別できるようにする。	衝突防止のために床上110cmと160cm 程度の2 か所に横桟又は色や模様をいれること。
③引き戸		
○	引き戸は、軽い力で操作のできる自閉式上吊り引き戸（ストッパー若しくは一時停止装置又は自動閉鎖時間の調整機能を持ち、閉まり際で減速するもの）とし、段差のある敷居や溝を設けないことが望ましい。	自閉式上吊り引き戸は一時停止装置又は自動閉鎖時間の調整機能を持ち、閉まり際で減速するものとする。

【凡例】 ◎：整備・配慮が必要 ○：整備・配慮が望ましい		
本 文		本事業での適用・解釈・解説
A-9 廊下		
①有効幅員		
◎	廊下の有効幅員は、A-1 移動等円滑化経路 に該当する廊下においては車いす使用者同士のすれ違いを考慮し180cm 以上、その他の廊下においては車いすで180 度回転できるように140cm 以上とする。	その他の廊下においても車いす使用者同士のすれ違いを考慮し180cm 以上とする。
A-12 エレベーター		
⑤かごの内部		
◎	かごの正面壁面に、車いす使用者が後ろ向きで降りる場合、外にいる人にぶつからずに降りるために、後方が確認できるよう床上40cmから150cm 程度まである鏡を位置に配慮して設ける。鏡は、ステンレス鏡面または安全ガラスなどの割れにくいものとする。（出入口がスルー型エレベーターでも車いす使用者が後退して降りる階がある場合には凸面鏡等を設ける。）	鏡は、ステンレス鏡面とする。
⑥ 曲がり角		
○	柱、曲がり角部分の出角は、「すみ切り」、「曲面取り」またはコーナー保護材などにより、危険防止に配慮することが望ましい。	柱、曲がり角部分の出角は、曲面取りにより、危害防止に配慮すること。
⑦ 表示		
○	主な部屋の出入口には、高齢者や弱視者に配慮して、太線の大きな文字を用いた室名や部屋番号を立位の大人から車いす使用者、子どもまで対応できるように、床上110cm と160cm 程度の2 か所（1 か所の場合は床上140cm 程度）に掲出することが望ましい。	床上110cm と160cm 程度の2 か所に掲出とする。

【凡例】 ◎：整備・配慮が必要 ○：整備・配慮が望ましい		
本 文		本事業での適用・解釈・解説
B-1 バリアフリースイレ		
②便房の大きさ		
◎	建築物の規模により十分なスペースを確保できない場合や既存建築物の改修で構造上やむを得ない場合には、内法寸法150cm×180cm以上（側方進入の場合）または内法寸法130cm×200cm 以上（直進または側方進入の場合）の簡易型バリアフリースイレを設ける。	本事業では、いかなる場合においても簡易型バリアフリースイレの設置は認めず十分なスペースを確保したバリアフリースイレとすること。
○	スペースが十分取れる場合は、電動車いすでの便器へ移乗するための方向転換が可能なスペース（直径1.8mの円が内接できる程度）を確保。（標準的には2.2×2.2mのスペースが必要）	電動車いすでの便器へ移乗するための方向転換が可能な直径1.8mの円が内接できるスペースを確保すること。
③便房への出入口		
◎	出入口ドアは、自動式引き戸または手動式引き戸とし、その前後に高低差を設けない。	出入口のドアは全て自動式引き戸とする。
④便器		
◎	便器は、腰掛便座とし、床置き便器又は壁掛式便器とする。	便器は、壁掛式便器とする。
⑥ 便器洗浄ボタン・ペーパーホルダー・非常呼出しボタン等		
◎	便器洗浄ボタンは、押しボタン式、くつべら式などの操作のしやすい形状とする。（自動感知式は、移乗時及び衣服の着脱時に誤って感知させてしまうため、なるべく採用しない。）	便器洗浄ボタンは、押しボタン式とする。
⑦ 小型手洗器・洗面器		
◎	水栓器具は、レバー式、光感知式など簡単に操作できるものとする。	水栓器具は、光感知式とする。
⑭オストメイト等への対応		
◎	オストメイト用設備は便器とは別に設置し、オストメイト簡易型設備（便器に水洗をつけたもの等）は、専用の汚物流しの設置スペースが取れない改善・改修など構造上やむを得ない場合を除いては設けない。	本事業では、いかなる場合においてもオストメイト簡易型設備の設置は認めず、オストメイト用設備を便器とは別に設置すること。

【凡例】 ◎：整備・配慮が必要 ○：整備・配慮が望ましい		
本 文		本事業での適用・解釈・解説
B-2 一般用トイレ		
②便器		
◎	大便器は基本的に洋式便器。（洋式便器と和式便器の両方を設ける場合には洋式便器を和式便器よりも多く設ける。）	本事業では、全て洋式便器とする。
◎	男子用小便器のある便所を設ける場合には、出入口の近くに両側及び前方胸の位置で寄りかかることのできるよう手すりを設けた、床置き式又は低リップ（リップ高35cm 以下のものに限る）の壁掛け式の小便器を1 以上設ける。	本事業では、男子用小便器は全て低リップ（リップ高35cm 以下のものに限る）の壁掛け式とする。ただし、幼児の利用が想定される場所において幼児用小便器の設置を妨げるものではない。
⑥段差		
◎	トイレの出入口や便所の出入口には、段差を設けない。（スロープを設ける場合はこの限りではない。）	本事業では、スロープの設置は認めず、出入口には段差を設けないこと。（屋外に設置されるトイレについては市と協議とする）
⑨乳幼児用設備		
○	利用者の分散を図る観点から、乳幼児用設備（乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用いすなど）はバリアフリースイートイレとは別の便所に設けることが望ましい。（建築物の規模により十分なスペースを確保できない場合や既存建築物の改修で構造上やむを得ない場合は除く。）	バリアフリースイートイレには乳幼児用設備（乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用いすなど）を設置せず、各階男女別トイレに乳幼児用設備を設置すること。
B-3 洗面所		
① 洗面器		
○	洗面器は、寄りかかって使用できるよう、カウンター方式か手すりを設けることが望ましい。	洗面器は、カウンター方式とし、手すりも設けること。
②水洗器具		
○	レバー式、光感知式などの簡単に操作できるものが望ましい。	水洗器具は、光感知式とする。

【凡例】 ◎：整備・配慮が必要 ○：整備・配慮が望ましい		
本 文		本事業での適用・解釈・解説
B-10 授乳室・おむつ交換場所・多目的室		
② 設備		
○	給湯や哺乳ピンの洗浄ができる設備を備えるか、それらができる場所や方法を案内することが望ましい。	調乳用シンクを備え、案内図等に位置を表記すること。
④ その他		
○	授乳室やおむつ交換場所とは別に、気分がすぐれなくなったときやパニックになった人などを落ち着かせる（カームダウンの）ための救護室を設けることが望ましい。（ベッドがあるとより望ましい。）	救護室にはベッドを必須とする。
C-2 公衆電話		
③ 手すり等		
○	歩行困難者の利用を考慮し、体を支える手すり、または壁面を設けることが望ましい。	歩行困難者の利用を考慮し、壁面を設ける。